

技術職員の土木工事積算情報の取り扱いに関する考え方

1. 神戸市職員として、入札契約における公平性を阻害することに繋がるため、予定価格となる設計金額のみならず、構成している積算に関する情報は、公にしているものを除き、いかなる場合においても、第三者へ漏えいしてはならない。
 - 1) 土木工事積算情報の第三者へ提供できる範囲は、現状の公表範囲に限る。
 - 2) 提供可能な土木工事積算情報の範囲を熟知すること。また、土木工事積算情報について問い合わせがあった際には、公表されている情報以外は、回答しないこと。特に営利を目的とした問い合わせへの回答は厳に慎むこと。
 - 3) 入札参加者から、個別に積算内容について問い合わせがあった場合は、契約監理課へ質疑回答書を提出するよう返答すること。
 - 4) 土木工事積算関係文書は適正に管理しなければならない。
 - 5) 公表用設計書の取り扱いについては、契約内容に関する情報の公表であることを十分認識し、適正に事務手続きを行うこと。
 - 6) 金入設計書の情報公開請求への対応は、神戸市情報公開審査会答申に従い、部分公開として、基本的に原本写しに非公開部分のマスキング対応とすること。
2. 公共工事の発注者として、設計図書における適正な条件明示を確実に行うとともに、積算情報の適正な提供に努めること。
 - 1) 設計図書における条件明示にあたっては、個々の工事に応じた施工条件を、漏れ無くかつ具体的なものとなるよう努めること。
 - 2) 明示内容は、「指定事項」と「任意事項」に留意した明確なものとする。
 - 3) 契約後に設計図書における明示条件に変更が生じた場合は、契約約款の関連する条項に基づき、適切に対応すること。
 - 4) 入札期間中における質疑回答にあたっては、契約条件としての必要性を検討した上で、未回答あるいは曖昧な回答は避け、明確な回答に努めること。
 - 5) 積算に関する質疑については、受注者の任意性を阻害しないことに留意した回答とすること。また、任意事項を記載している「見積参考資料」に関する質疑については、内容を回答しないこと。
3. 行政に携わるものとして、入札参加者がそれぞれの強み・能力を反映させた施工可能な価格を見積り、応札することにより行われる競争（以下「入札参加者の適正な見積もりによる入札」という。）を目指し、行き過ぎた価格競争を助長してはならない。
 - 1) 見積参考資料の記載内容については、任意事項に限ること。
 - 2) 「入札参加者の適正な見積もりによる入札」のためにも、見積参考資料の記載内容は、一定のルールに基づき、逸脱してはならない。

(平成 27 年 4 月 1 日)